

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 ～平成26年5月20日施行～

旧

新

刑法（交通事故関連規定）

自動車運転死傷処罰法（特別法）

故意犯

208条の2（危険運転致死傷）

以下の運転を行い、人を死傷させる行為

- ① アルコール・薬物の影響の下、正常な運転が困難な状態で走行
- ② 制御困難な高速度で走行
- ③ 無技能で走行
- ④ 妨害目的運転
- ⑤ 信号殊更無視運転

致傷 15年以下の懲役
致死 1年以上の有期懲役

2条（危険運転致死傷）

新類型

- ⑥ 通行禁止道路を進行を追加。



新設 6条（無免許加重処罰）

6条

無免許運転による加重・その罪を犯したときに無免許運転をしたものであるとき

致傷 6月以上の有期懲役
致死 1年以上の有期懲役

注
③の「無技能で走行」による事故は対象とされない。

飲酒運転や無免許運転のような悪質で危険な運転による死傷事故でも、危険運転致死傷罪の要件に当てはまらないため、自動車運転過失致死傷罪で軽く処罰されているとの被害者遺族からの意見を受け罰則を整備。

新設 3条（中間類型の罪）

アルコール・薬物又は一定の病気の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転

→ そのアルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させる行為

致傷 12年以下の懲役
致死 15年以下の懲役



致傷 15年以下の懲役
致死 6月以上の有期懲役

新設 4条（アルコール影響等過失運転致死傷免脱罪）

アルコール等の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転

→ その運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させ、
→ その運転のときのアルコール・薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、追いつき飲み等をする行為

12年以下の懲役



15年以下の懲役

過失犯

211条第2項（自動車運転過失致死傷）

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させる行為

7年以下の懲役若しくは禁固
又は100万円以下の罰金

名称変更 5条（過失運転致死傷）

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させる行為

7年以下の懲役若しくは禁固
又は100万円以下の罰金

10年以下の懲役